

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日を  
代る)

## 鳥取県人事委員会規則第三十号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則  
職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の議会議務局の項中「課長補佐」課長補佐「課長補佐」を

課長補佐 課長補佐 に、同表の知事の事務部局の本庁の

課長補佐 課長補佐

経 理 室 長 経 理 室 長

総 括 主 計 員 総 括 主 計 員

広 報 室 長 広 報 室 長

給 与 経 理 室 長 給 与 経 理 室 長

構 造 改 善 室 長 構 造 改 善 室 長

県 営 林 室 長 県 営 林 室 長

室 長 室 長  
総 括 主 計 員 総 括 主 計 員

項中	経 理 室 長	経 理 室 長
	総 括 主 計 員	総 括 主 計 員
	広 報 室 長	広 報 室 長
	給 与 経 理 室 長	給 与 経 理 室 長
	構 造 改 善 室 長	構 造 改 善 室 長
	県 営 林 室 長	県 営 林 室 長
	室 長	室 長
	総 括 主 計 員	総 括 主 計 員

に改め、同表の知事の事務部局の皆成学園、積善学園及び整肢学園の項中「主任」を「部長」に改め、同表中

## 人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

境港魚市場	場 長	場 長
	次 長	次 長
	一般吏員職	一般吏員職
	次 長	次 長
	一般吏員職	一般吏員職
	その他の職	その他の職

一般吏員職	一般吏員職
その他の職	その他の職

を

境港魚市場	
次 場 長 長	次 場 長 長
一 次 場 般 吏 員 職 長 長	一 次 場 般 吏 員 職 長 長
一 般 吏 員 職 長	一 般 吏 員 職 長
一 般 吏 員 職 其 他 の 職	一 般 吏 員 職 其 他 の 職
其 他 の 職	其 他 の 職

に改める。

別表第三の知事の事務部局の喜多原学園の項中

教 主 任  
護 任 を

部 長  
主 任 長  
教 護 任 長  
に改め、同表の知事の事務部局の保育専門学院の項中

「主任」を「部長」に改める。

別表第八の知事の事務部局の病院の項中 「看護婦」看護婦」を

助産婦 助産婦  
看護婦 看護婦  
に改め、同表の知事の事務部局の高等看護学

院の項中「教務主任」を「主任」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「園長、主任」を「園長、部長、主任」に、「主任(講師の職務を行なう者に限る。)」を「部長」に改める。

第四条第三項第三号中「教務主任」を「主任」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の喜多原学園の項中「主任」を「部長、主任」に改め、同表

の皆成学園及び積善学園の項中「主任」を「部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

る。

昭和四十三年五月一日

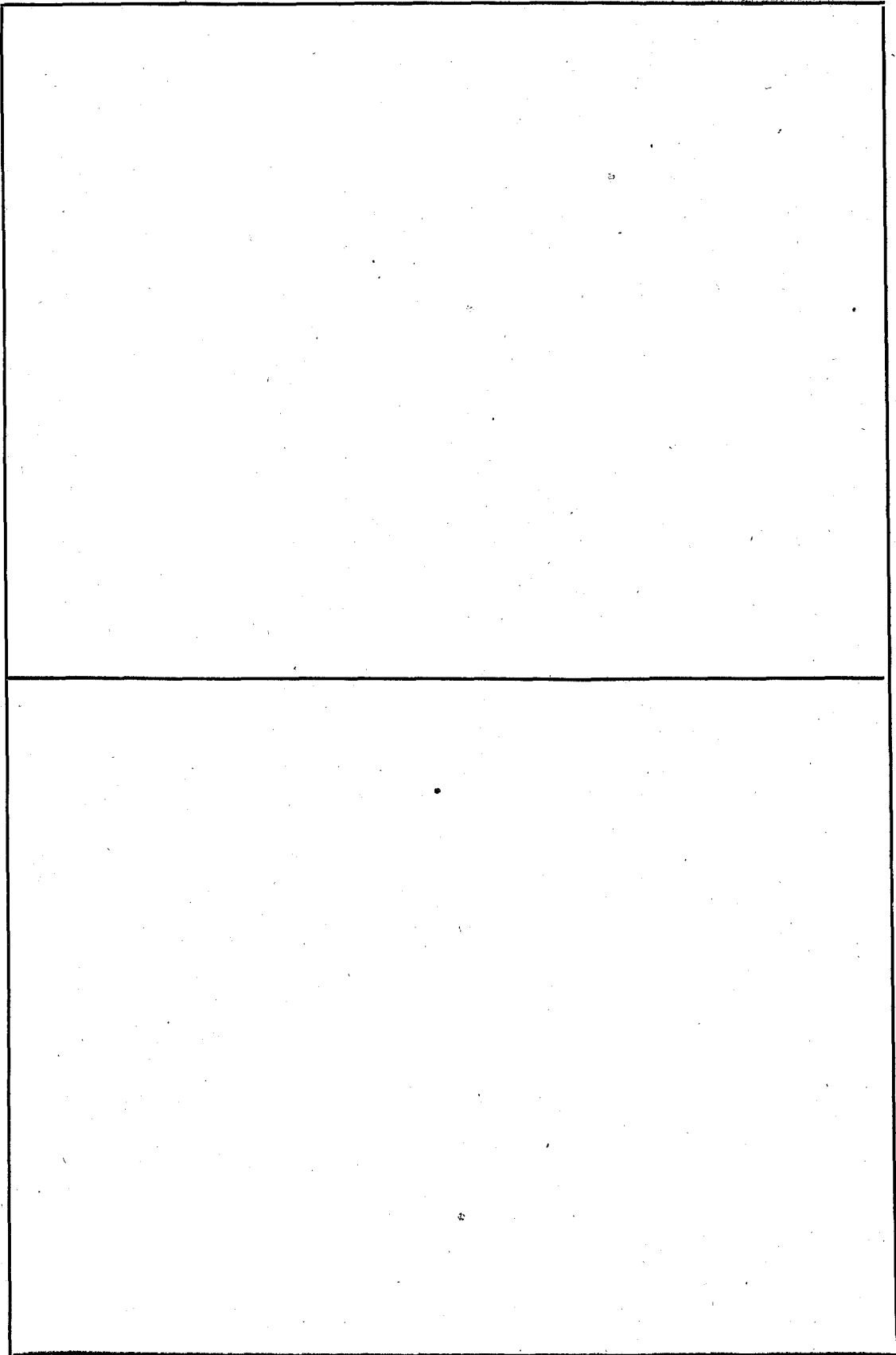
鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十三号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。



別表第一

(行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の適用を受ける者の等級又は等級号給に相当する等級又は等級号給)

他の給料表 行政職給料表	公 安 職 給 料 表	教 育 職 給 料 表 (一)	教 育 職 給 料 表 (二)	研 究 職 給 料 表	医 療 職 給 料 表 (一)	医 療 職 給 料 表 (二)	医 療 職 給 料 表 (三)	国家公務員 行政職俸 給 表 (一)	国家公務員 公安職俸 給 表 (二)
1 等 級					人事委員会が別に 定める等級号給			2 等 級	2 等 級
2 等 級	人事委員会が別に 定める等級号給	1等級のうち 10号給以上	1等級のうち 14号給以上	1等級のうち9号 給以上	人事委員会が別に 定める等級号給			3 等 級	
3 等 級	人事委員会が別に 定める等級号給	1等級のうち 9号給以下	1等級のうち 13号給以下	1等級のうち8号 給以下及び2等級 のうち9号給以上	2 等 級 の うち 15号給以下	1等級のうち7号 給以上	1等級のうち11号給以上	4 等 級	3 等 級
4 等 級	2 等 級	2等級のうち 16号給以上	2等級のうち 18号給以上	2等級のうち8号 給以下及び3等級 のうち13号給以上	3等級及び4等級 のうち13号給以上	1等級のうち6号 給以下及び 2等級のうち10号 給以上	1等級のうち7号給から 10号給まで及び2等級の うち11号給以上	5 等 級	
5 等 級	3 等 級	2等級のうち 9号給から15 号給まで	2等級のうち 11号給から17 号給まで	3等級のうち11号 給及び12号給	4等級のうち7号 給から12号給まで	2等級のうち9号 給以下及び 3等級のうち10号 給以上	1等級のうち6号給以 下、2等級のうち6号給 から10号給まで及び3等 級のうち11号給以上	6 等 級	
6 等 級	4 等 級	2等級のうち 8号給以下	2等級のうち 10号給以下	3等級のうち10号 給以下及び4等級	4等級のうち6号 給以下	3等級のうち9号 給以下	2等級のうち5号給以下 及び3等級のうち5号給 から10号給まで	7 等 級	
7等級のうち 3号給以上	5 等 級	3等級のうち 2号給以上	3等級のうち 2号給以上			4等級及び5等級 のうち2号給以上	3等級のうち4号給以下 及び4等級のうち2号給 以上	8等級のうち 3号俸以上	
7等級のうち 2号給以下		3 等 級 1 号 給	3 等 級 1 号 給			5 等 級 1 号 給	4 等 級 1 号 給	8等級のうち 2号俸以下	

備考 給料月額がその給料月額を受ける者の属する職務の等級の最高の号給をこえる場合は、最高の号給と同様に扱うものとする。

鳥取県

別表第三の知事の事務部局の項中

尾際治水ダム建 設事務所	調査、設計、工事の施行、監督、用地等の 取得、地上物件の移転、賠償、補償、登記 又は公用自動車の運転	人事委員会 が別に定め る区域
尾際治水ダム建 設事務所	調査、設計、工事の施行、監督、用地等の 取得、地上物件の移転、賠償、補償、登記 又は公用自動車の運転	人事委員会 が別に定め る区域
都市開発局	調査、設計、工事の施行、指導、監督、用 地等の取得、地上物件の移転、賠償、補償 、換地、登記又は公用自動車の運転	人事委員会 が別に定め る区域

に を

改める。

附則

(施行期日)

1. この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

(経過措置)

2. この規則による改正後の職員等の旅費の支給に関する規則別表第一の規定は、この規則の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお、従前の例による。